

第3次 相生市子ども読書活動推進計画 (案)

平成　　年　　月
相生市教育委員会

目 次

1	第3次相生市子ども読書活動推進計画の基本方針	1
2	読書活動推進計画の目標	1
3	推進計画の期間	1
4	現状の子ども読書活動について	1
5	推進体系	
(1)	家庭、学校、幼稚園、保育所、地域、民間団体、図書館での推進	
ア	家庭	2
イ	学校、幼稚園、保育所	3
ウ	地域	4
エ	ボランティア団体	5
オ	図書館	6
(2)	読書活動の啓発、広報の推進	
ア	啓発	7
イ	広報	8
(3)	関係機関との連携、協力の推進	9
6	計画の管理と評価	10

《参考資料》

1	子どもの読書活動の推進に関する法律	11
---	-------------------	----

第3次相生市子ども読書活動推進計画

1 第3次相生市子ども読書活動推進計画の基本方針

人間にとって本を読むという行為は、言葉を学ぶ、感性を磨く、表現力を高める、創造力を高める等、人格を形成するうえにおいて必要不可欠なものです。特に、子ども期における読書は、こころ豊かな成長、学力の向上を図るうえでの重要な要素のひとつです。

しかし、インターネット、電子メディアなどが急速に普及し、ますます「読書離れ」、「活字離れ」が懸念されます。また、学校現場において、考える力、感じる力、想像する力、表現する力等、いわゆる国語力が、すべての基本であることの重要性は、深く認識されております。

このような状況において、子どもが自主的に本を手に取り、読書をするきっかけづくりを目的として、平成17年度に「相生市子ども読書活動推進計画」(以下「第1次計画」という。)、平成22年度より5年間の計画として、第2次相生市子ども読書推進計画」(以下「第2次計画」という。)を策定しました。この計画に基づき子どもの読書活動の推進に取り組んできましたが、さらに計画を推進するため「第3次相生市子ども読書活動推進計画」を策定します。

2 読書活動推進計画の目標

「子どもが自主的に本を手に取り、読書活動を定着させる環境づくり」

読書に親しむ環境を整え、子ども自らが読書に対し、興味を持つ、自主的にする、また、それにより培った読書活動の習慣を定着させることを目標に取り組みます。

3 推進計画の期間

平成27年度から5年間とし、必要に応じ計画を見直します。

4 現状の子ども読書活動について

相生市では「第1次計画」、および「第2次計画」に基づき、児童書の充実やボランティア育成を進めるなど各機関が連携し、「点」から「線」へ、そして「面」へという活動の広がりを重点的に行ってきました。その中で、各関係機関が、それぞれの目標に向かって取り組み、成果を上げてきましたが、各関係機関同士の連携が充分であるといえないのが現状です。

5 推進体系

(1) 家庭、学校、幼稚園、保育所、地域、ボランティア団体、図書館での推進

子どもが自主的に読書活動を行えるようになるためには、家庭、学校、幼稚園、保育所、地域、ボランティア団体、図書館において共通の取り組み姿勢が重要となります。そして、各々がその役目を果たすことにより、子どもが読書に親しむ機会の提供のため、各関係機関の意識向上を目指します。

ア 家庭

【現状と課題】

子どもの読書へのきっかけは、基本として家庭で行われるべきもので、親が子どもとともに読書を楽しみ、本を読むことの楽しさを家族で語り合うなどの環境をつくることが望まれます。相生市では、「第2次計画」において、家庭への読書支援を進めてまいりました。その結果、ブックスタート事業等の定着で、家庭での読書活動の意識も高まり、一定の成果を上げています。しかし、親子が共に読書を親しむ環境が整ったとは、言えないのが現状です。

今後は、いかにして読書に関心の少ない家庭への啓発を行うかが課題であります。

【これまでの取り組み】

取り組み	単位	実績内容		
		H20	H23	H25
児童図書の貸出状況	千冊	46	52	52
ブックスタート（※注1）配布人数	人	219	217	213

【これから取り組み】

家庭での読書活動の充実を図ります。

- ・ブックスタートでの読書相談を充実させる。
- ・子どもの発達に応じた本に接する機会をつくる。
- ・本に対する理解を深める研修会、講座を開催する。

※注1）ブックスタート…新生児4ヶ月健康診断時に、絵本を配布し、子どもが本に親しみを持てるよう保護者に対して啓発を行う。

イ 学校、幼稚園、保育所

【現状と課題】

子どもの発達に応じた本を所蔵し、本を読む、文字に親しむ等を通じ、読書活動の推進に努めていくことが大切です。

現在、学校での朝読書や、学校、幼稚園、保育所における図書室やボランティアと連携した読み聞かせの実施など、読書活動に取り組んでいます。また、図書館で実施する「夏休み子ども図書館員」や「トライやる・ウィーク」の参加を促すなど図書館との連携に努めています。

今後においても、読書活動推進のため図書館と学校、幼稚園、保育所が今以上に連携を強化していく必要があります。

【これまでの取り組み】

取り組み	単位	実績内容		
		H20	H23	H25
1人当たりの蔵書冊数（小学校、幼稚園、保育所）	冊	— (※注2)	23	25
トライやる・ウィークの参加人数	人	1	4	6

※注2) 平成20年度までは、学校図書標準による指数を使用していたため、数値がつけられないことによる。

【これからの方針】

学校図書館の運営・活用については、校長のリーダーシップのもと、図書担当教諭が中心となり、すべての教職員や学校支援ボランティアの活用などの協力体制を築いていくように努めます。また、図書館と学校、幼稚園、保育所との連携についても、今まで以上に充実したものとなるよう努めます。

- ・子どもたちにとって学校図書館が、魅力ある読書スペースになるよう努める。
- ・トライやる・ウィークへの参加を促す。
- ・図書館の作成したブックリストを配布する。
- ・学校図書館員の研修、情報交換の場を設ける。
- ・授業、課外活動等で図書館の活用を促進する。
- ・学校、幼稚園、保育所で読み聞かせや読書相談を行う。

ウ 地域

【現状と課題】

公民館、その他社会教育施設、福祉施設等においては、子どもが自主的に読書に親しむ場となるよう、児童書の充実を図り、図書の配置の工夫等を行うなど、子ども読書活動の支援を行っています。

しかし、各施設の立地など地域ごとに条件が違っており、一定のサービスを行うことに対して課題があります。

【これまでの取り組み】

取り組み	単位	実績内容		
		H20	H23	H25
公民館図書の貸出冊数	冊	1,460	1,252	2,231
公民館での図書配置の工夫		実施	実施	実施

【これから取り組み】

図書館との連携をより充実させます。また地域の実情に応じ、さらなる支援の充実を図るよう努めます。

- ・公民館での講座、行事等で、司書、ボランティアの活用を図る。
- ・社会教育施設における図書の充実や、図書の配置を工夫する。
- ・子どもの読書関連事業を行う。
- ・読書グループ等への支援を図る。
- ・公民館図書室等利用のPRを行う。

エ ボランティア団体

【現状と課題】

ボランティア団体が主体性を持ち、活動できるよう支援を行っています。その成果として、図書館で活動するボランティア団体が文部科学大臣賞を受けるなど、その活動が評価されています。

しかし、ボランティアとして活動する団体の固定化が進んでおり、今後どのようにボランティアの裾野を広げるかが課題となっています。

【これまでの取り組み】

取り組み	単位	実績内容		
		H20	H23	H25
ボランティア活動の支援	回	28	23	22

【これからの方針】

ボランティア団体が、主体性を持って活動するよう努めます。

- ・ボランティア育成講座、研修会への積極的に参加をする。
- ・他図書館実施研修会等に参加する。
- ・ボランティアの活動拠点（練習の場等）の確保を行う。
- ・各々のボランティアがお互いに情報を共有しあう。

オ 図書館

【現状と課題】

図書館では、家庭、学校、幼稚園、保育所、地域への情報提供及び講座の開設、指導者の育成、司書教諭、ボランティア団体への支援等を行い、各機関の中心的位置付けとなるように努めています。

また、図書館においては、読書指導、レファレンス等、子どもが読書に親しむことができるようさまざまな活動をしています。

今後の課題としては、これらの活動をいかに浸透させるかが課題となっています。また図書館が今以上の中心的役割を果たすためには、情報収集、発信等を積極的に行うことが重要です。

【これまでの取り組み】

取り組み	単位	実績内容		
		H20	H23	H25
図書リストの配布状況	回	0	3	3
夏休み子ども図書館員の受入人数	人	15	14	11
親子参加型行事の実施	人	997	1,255	869
養成講座等の開催	回	24	23	22

【これからの方針】

今後、継続的に図書館や、本に関心をもってもらうため、市内各学校、園等の施設へ、図書館おすすめの本のリスト、行事への参加を促すチラシの配布、子ども対象事業への参加、ボランティアの養成講座等の開催を行っていきます。

また、図書館の諸活動を支援するボランティア養成のための研修をより一層充実させ、中央図書館としての役割を果たせるよう努めます。

家庭

- ・親子揃って楽しむことができる行事を実施する。
- ・子どもの本に関心を持つてもらうための講座を実施する。

学校、幼稚園、保育所

- ・各年齢別（学年別）図書リストの作成及び配布を行う。
- ・夏休み子ども図書館員の受入を行う。

地域

- ・図書館外施設への司書訪問を実施する。
- ・各施設の図書館への要望をとりまとめ、実現可能な施策を検討する。

ボランティア

- ・ボランティア養成のため、講座や研修会等を実施する。
- ・読書会の支援や育成を図る。

(2) 読書活動の啓発、広報の推進

子どもが自主的に読書活動を行うようになるには、読書の意義、重要性を広く大人が理解することが必要なため、図書館だより、図書館ホームページ等を通して、情報提供を図ります。

ア 啓発

【現状と課題】

「子ども読書の日」、「子どもの読書週間」「文字・活字文化の日」をPRしています。

しかし、個々の活動では限界があるので、いかに各関係機関が協力して啓発を行うのかが課題となっています。

【これまでの取り組み】

取り組み	単位	実績内容		
		H20	H23	H25
啓発行事の開催	回	1	1	1
図書館だより、図書館HPなどによる啓発活動	回	12	12	12

【これから取り組み】

各関係機関が連携して取り組みます。

- ・各学校、施設等と連携し、「子ども読書の日（4月23日）」、「子どもの読書週間（4月23日～5月12日）」、「文字・活字文化の日（10月27日）」をPRする。
- ・図書館だより等で、取り組みの紹介を行う。

イ 広報

【現状と課題】

市広報「あいおい」、市ホームページ、図書館ホームページ、図書館だより、地域情報誌等で情報提供を行っており、読書に関心の深い人はこれらの情報を充分に活用しています。

今後は、読書に関心の少ない人にいかに关心をもってもらうのかが課題となっています。

【これまでの取り組み】

取り組み	単位	実績内容		
		H 2 0	H 2 3	H 2 5
新刊情報の提供	回	12	12	12
地域コミュニティ紙への情報提供	回	11	11	11

【これから取り組み】

様々な媒体を活用した広報活動に努めます。

- ・市広報「あいおい」、市ホームページ、図書館ホームページ、図書館だより、地域情報誌等で情報提供を行う。
- ・「図書館だより」の活用及び配布先の拡充をする。
- ・図書館行事チラシ等を作成する。
- ・新刊情報の提供を行う。
- ・図書館おすすめの本の紹介をする。

(3) 関係機関との連携、協力の推進

【現状と課題】

子どもの読書活動を推進するにあたり、学校、幼稚園、保育所、図書館、社会教育施設、ボランティア団体等の機関が連携・協力し、取り組みを進めています。主な連携として、学校からの図書館見学受け入れ、ボランティアの図書館、学校、幼稚園等での活動支援、学校、ボランティア等への団体貸出などを行っています。

今後どのように、この連携を継続しつつ発展させるのかが課題となっています。

【これまでの取り組み】

取り組み	単位	実績内容		
		H20	H23	H25
団体貸出冊数	冊	4,260	3,457	3,907

【これからの方針】

学校、幼稚園、保育所、地域、公共施設、ボランティア団体との連携により、お互いの機能を補い合います

- ・ボランティア団体の研修等の機会提供を行う。
- ・学校の図書担当教諭の研修等の機会提供を行う。
- ・幼稚園の図書担当教諭の研修等の機会提供を行う。
- ・保育所職員の研修等の機会提供を行う。
- ・P T A、学校、幼稚園、保育所、図書館との連携による読書活動を行う。

6 計画の管理と評価

この推進計画は、推進体系ごとの進行管理を行い、計画の進捗状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組んでいきます。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する義務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。